

## 犬猫以外の哺乳類に関する飼養管理基準案のグルーピング検討

# 先んじて犬猫以外の哺乳類・爬虫類の飼養管理に関する基準を運用されている国をベンチマークとし、基準の内容を整理する

## 海外ベンチマークの対象文献選定方針

1 過年度調査（第12回検討会において報告済）および検討会でバイネームで挙がっている国（委員から照会された文書を発行する国、事例が紹介された国）であること、若しくは、World Animal Protectionの公開するAnimal Protection Index評価がBランク以上であることを選定基準とし、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、オランダ、スウェーデン、デンマーク、オーストリア、スイスを候補とする

2 国、自治体を最優先に、学術研究機関や業界団体などにより発行されていること／日本での対象動物種（犬猫以外の哺乳類・爬虫類）が一部若しくは全部一致することを選定基準とし、妥当性を担保した上で、調査対象とする法令、基準、ガイドラインを選出する

3 動物愛護団体である**RSPCA等の発行する文献**についても確認する。また、ペット動物や動物園動物のみならず、実験動物や畜産動物に関する基準も広く運用されているものが存在する（ILARやOIE等）ため、こちらも内容を確認し、参照することで妥当性を担保する

# 文献ごとのグルーピング傾向は以下の通り

## 文献ごとのグルーピング傾向整理1/8

文献名	Selling animals as pets licensing: statutory guidance for local authorities (イギリス)	Code of Federal Regulations title9 (アメリカ)	追加分 ニューヨーク州の動物虐待を調査する手順書 (アメリカ)
位置づけ	英国環境・食糧・農村地域省 (Department for Environment, Food & Rural Affairs: DEFRA) によるペット販売時の基準	米国連邦行政規則のうち、米国農務省の管轄する動物の健康管理規則	ニューヨーク州人道協会が発行する、ニューヨーク州の動物虐待を調査する手順書
グルーピング	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 犬</li> <li>■ 猫</li> <li>■ ウサギ</li> <li>■ モルモット</li> <li>■ フェレット</li> <li>■ 小型げっ歯類               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ハムスター                   <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ シリアンハムスター (単一飼育のパートで独立)</li> </ul> </li> <li>➢ ラットとマウス</li> <li>➢ スナネズミ</li> <li>➢ チンチラ</li> <li>➢ テグー</li> </ul> </li> <li>■ その他の外来種哺乳類</li> </ul> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">ペットとして犬猫に次いで人気のウサギ、モルモット、フェレット、ハムスター等は独立させ、その他はげっ歯類でまとめている</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">最低基準を満たさないとライセンスが受け取れない→免許停止。より高い基準を満たせばライセンス期間が延び、料金も安くなる。無免許営業は有罪となり、一定期間の資格がはく奪される</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 犬、猫</li> <li>■ モルモット、ハムスター</li> <li>■ ウサギ</li> <li>■ 非ヒト霊長類</li> <li>■ 海洋哺乳類               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 全般</li> <li>➢ クジラ目                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループ1</li> <li>・ グループ2</li> </ul> </li> <li>➢ 鯨脚類                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループ1</li> <li>・ グループ2</li> </ul> </li> <li>➢ シレニア</li> <li>➢ イタチ科</li> <li>➢ ホッキョクグマ</li> </ul> </li> <li>■ 犬、猫、ウサギ、ハムスター、モルモット、非ヒト霊長類、海洋哺乳類、鳥類を除く温血動物</li> </ul> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">動物種の範囲が広く、非ヒト霊長類、海洋哺乳類にも基準がある</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">実施規則を満たさない場合、ライセンスが停止する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 犬</li> <li>■ 猫</li> <li>■ ウマ</li> <li>■ ウシ</li> <li>■ ヒツジ</li> <li>■ ヤギ</li> <li>■ ブタ</li> <li>■ ウサギ</li> <li>■ スナネズミ・モルモット・ハムスター・ラット</li> </ul> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">犬猫以外の大型哺乳類は独立させ、小型げっ歯類は4種をまとめて記載している</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">ニューヨーク州法に基づく、動物虐待の連絡を受けた調査員および法執行官向けの手順書であり、この文書自体に法的権利はないが、州法との関連については記載されている (一部罰則有)</p>

# 文献ごとのグルーピング傾向は以下の通り

## 文献ごとのグルーピング傾向整理2/8

文献名	追加分 Guide for the care and use of laboratory animals Eighth Edition (アメリカ)	追加分 オハイオ州家畜飼養基準規則 (アメリカ)	オーストラリアの動物福祉基準とガイドライン (オーストラリア)
位置づけ	米国国立研究評議会の発行する、実験動物の管理と使用に関するガイドライン。日本の各省庁の基本指針にも反映されている	オハイオ州農務省による家畜の飼養基準であり、動物虐待法とは別で施行されている	オーストラリア政府の定める福祉基準とガイドライン
グルーピング	<p>基本的に種に限らず、環境・医療等の項目別に記載されており、部分的に（ケージサイズ等）必要に応じて下記の様なグループごとに書き分けられている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 農業動物</li> <li>■ 両生類、爬虫類、魚類</li> <li>■ 犬と猫</li> <li>■ エキゾチックアニマル、野生動物、動物園動物</li> <li>■ 非ヒト霊長類</li> <li>■ げっ歯類とウサギ</li> <li>■ その他の動物</li> </ul> <div data-bbox="547 835 904 1006" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>哺乳類は農業動物、非ヒト霊長類、げっ歯類とウサギ、エキゾチックアニマル等と大きく分類している</p> </div> <div data-bbox="254 1270 955 1356" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>実験動物施設に向けた適正管理のための奨励事項をまとめたガイドラインであり、法的効力はないため罰則もない</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子牛</li> <li>■ 乳牛</li> <li>■ 肉牛</li> <li>■ 豚</li> <li>■ 羊</li> <li>■ ヤギ</li> <li>■ アルパカ</li> <li>■ ラマ</li> <li>■ 馬</li> </ul> <div data-bbox="1133 835 1503 1006" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>農業動物については、グルーピングは行わず、主たる動物を個別に記載している。更に牛の中でも特徴毎に種類分けしている</p> </div> <div data-bbox="993 1270 1694 1356" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>違反が見つかった場合、オハイオ州により調査され、免許の恒久的な停止と、罰金等が課せられる</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ウシ</li> <li>■ ヒツジ</li> <li>■ ウマ</li> <li>■ ブタ</li> <li>■ シカ</li> <li>■ ヤギ</li> <li>■ バッファロー</li> <li>■ ラクダ</li> <li>■ 展示動物 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 一般</li> <li>➢ ワニ</li> <li>➢ コアラ</li> <li>➢ マクロポッド</li> <li>➢ 走鳥類</li> <li>➢ ウォンバット</li> </ul> </li> <li>■ 野生動物</li> </ul> <div data-bbox="1898 492 2280 656" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>展示動物として扱われている動物は一般規則に加え、個別種にも言及している</p> </div> <div data-bbox="1719 1270 2420 1356" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>動物福祉の実施方針であり、基準に違反したとしても法的違反には当たらない</p> </div>

# 文献ごとのグルーピング傾向は以下の通り

## 文献ごとのグルーピング傾向整理3/8

文献名	ニューサウスウェールズ州におけるペットの規則（オーストラリア）	ニューサウスウェールズ州における家畜の福祉（オーストラリア）	追加分 Australian Animal Welfare Standards and Guidelines- Land Transport of Livestock（オーストラリア）
位置づけ	オーストラリアニューサウスウェールズ州第一次産業局がペットショップに向けて発行する動物福祉指針	オーストラリアニューサウスウェールズ州第一次産業局が畜産業者に向けて発行する動物福祉指針	オーストラリア農務省による家畜動物の陸送に係る福祉規準とガイドライン
グルーピング	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 犬と猫</li> <li>■ ウマ</li> <li>■ 小型哺乳類</li> <li>■ 水生動物</li> </ul> <div data-bbox="392 729 751 898" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>ウマは独立させ、他は小型哺乳類としてまとめている。ウシ等の大動物はペットとして主流でないためか触れていない</p> </div> <div data-bbox="257 1219 960 1366" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>動物愛護関連法に違反していると報告が入ると、1979年動物客体防止法の執行機関により動物虐待の捜査が入り、場合によっては罰則通知や起訴される。推奨事項の実施については必須ではないが、法定手続きにおいて証拠として使用される場合がある</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ウシ</li> <li>■ ヒツジとヤギ</li> <li>■ ブタ</li> <li>■ その他（エミュー、ダチョウ、シカ、バッファロー等）</li> </ul> <div data-bbox="1223 715 1582 883" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>ウシとブタは独立させ、ヒツジとヤギはひとまとめにしている</p> </div> <div data-bbox="991 1219 1694 1366" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>動物愛護関連法に違反していると報告が入ると、1979年動物客体防止法の執行機関により動物虐待の捜査が入り、場合によっては罰則通知や起訴される。推奨事項の実施については必須ではないが、法定手続きにおいて証拠として使用される場合がある</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ アルパカ</li> <li>■ 水牛</li> <li>■ ラクダ</li> <li>■ ウシ</li> <li>■ ヤギ</li> <li>■ ウマ</li> <li>■ ブタ</li> <li>■ ヒツジ</li> </ul> <div data-bbox="1862 876 2221 1045" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>農業動物は種別に記載されており、アルパカやラクダも入っている</p> </div> <div data-bbox="1730 1219 2433 1366" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>規準部分は法律に則り満たさないといけない要件を記載し、ガイドライン部分は推奨事項と書き分けられている。規準部分を違反した際の措置については言及されていない</p> </div>

# 文献ごとのグルーピング傾向は以下の通り

## 文献ごとのグルーピング傾向整理4/8

(参考) 共通規程の目次：

- ✓ 動物の囲い
- ✓ 音
- ✓ 餌と水
- ✓ 監督とケア
- ✓ 医療

文献名	スウェーデン農業委員会の動物園などにおける動物の飼育に関する規制 (スウェーデン)		
位置づけ	スウェーデン政府による動物福祉条例に基づく動物園等の動物の飼育に関する規制		
グルーピング	<p>共通規程の下に、下記動物種毎の規定が記載されている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 有袋動物               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ヤマアラシ</li> <li>➢ カンガルー (体重別)</li> <li>➢ ウォンバット</li> <li>➢ コアラ</li> <li>➢ その他の陸生有袋類 (体重別)</li> <li>➢ その他の樹上有袋類 (体重別)</li> </ul> </li> <li>■ 南アメリカの歯の無い哺乳類、昆虫を食べる動物、ファーフラッパ、リス、アナグマ、グラントブタ、アリクイ、ゾウハシネズミ               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ アリクイ</li> <li>➢ ナマケモノ</li> <li>➢ オオアリクイ</li> <li>➢ ハト</li> <li>➢ コピトアリクイ</li> </ul> </li> <li>■ コウモリ</li> <li>■ 霊長類               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 樹上性セミサル</li> <li>➢ ワオキツネザル</li> <li>➢ 陸生サル (ヒヒを除く)</li> <li>➢ テングザル</li> </ul> </li> <li>■ 捕食者およびアザラシ類               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ネコ科 (体重別)</li> <li>➢ 犬及びハイエナ</li> <li>➢ ツキノワグマ、ヒグマ、ホッキョクグマ</li> <li>➢ 小型パンダを除くその他のクマ</li> <li>➢ 樹上性の捕食者</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 陸生の捕食者</li> <li>➢ 20kgを超えるカワウソ (ラッコを除く)</li> <li>➢ 20kg未満のカワウソ</li> <li>➢ セイウチとゾウアザラシ</li> <li>➢ ミミアザラシ</li> <li>➢ その他の海洋哺乳類</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ クジラ</li> <li>■ ゾウ</li> <li>■ 奇足動物               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 野生のウマ科</li> <li>➢ バクとコビトカバ</li> <li>➢ サイ</li> <li>➢ ブタ</li> <li>➢ カバ</li> <li>➢ キリン</li> <li>➢ 熱帯反芻動物 (体重別)</li> <li>➢ 北方および山地に生息する反芻動物 (体重別)</li> </ul> </li> <li>■ 家畜類               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 家畜化されたウマ</li> <li>➢ 家畜化されたブタ</li> <li>➢ 家畜化されたラクダ</li> <li>➢ 家畜化されたウシ</li> <li>➢ 家畜化された水牛</li> <li>➢ 家畜化されたヒツジ</li> <li>➢ 家畜化されたヤギ</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 野生げっ歯類               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ カピバラ</li> <li>➢ ビーバー</li> <li>➢ ヤマアラシ</li> <li>➢ パカラナ</li> <li>➢ マロール</li> <li>➢ スワンプビーバー</li> <li>➢ パイプネズミとパカ</li> <li>➢ アグーチ</li> <li>➢ プレーリードッグとマーモット</li> <li>➢ その他陸生げっ歯類</li> <li>➢ その他樹上性のげっ歯類</li> <li>➢ ウサギ</li> <li>➢ 野ウサギ</li> </ul> </li> <li>■ フェレット</li> <li>■ 家畜化されたげっ歯類</li> <li>■ シカ</li> </ul>
		<p>奇足動物の中でも、反芻動物をグルーピングしている</p>	<p>げっ歯類についても樹上性のある種を分けている</p> <p>スウェーデン農業庁の定める種保護条例、動物福祉法および動物福祉条例等の法律に紐づく規程であり、遵守は必須。違法した際の罰則措置については言及されていない</p>

# 文献ごとのグルーピング傾向は以下の通り

## 文献ごとのグルーピング傾向整理5/8

文献名	追加分 スウェーデン農業委員会の実験動物に関する規制とアドバイス (スウェーデン)	追加分 スウェーデン農業委員会の動物の飼育、繁殖、販売等に関する 規制とアドバイス (スウェーデン)
位置づけ	スウェーデン政府による動物福祉条例に基づく実験動物の飼養に 関する規制	スウェーデン政府による動物福祉条例に基づく動物の飼育・繁殖・ 販売に関する規制
グルーピング	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ マウス、ラット、スナネズミ、ハムスター、モルモット               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ マウス</li> <li>➢ ラット</li> <li>➢ スナネズミ</li> <li>➢ ハムスター</li> <li>➢ モルモット</li> </ul> </li> <li>■ ウサギ</li> <li>■ フェレット</li> <li>■ ウシ、ヒツジ、ヤギ、ブタ、ウマ               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ウシ</li> <li>➢ ヒツジとヤギ</li> <li>➢ ブタ</li> <li>➢ ウマ</li> </ul> </li> <li>■ 犬</li> <li>■ 猫</li> <li>■ 霊長類               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ マカクザルとベルベット</li> <li>➢ マーモセット、タマリン、リスザル</li> <li>➢ ヒヒ</li> </ul> </li> </ul> <p style="margin-top: 20px;">スウェーデン農業庁の定める動物福祉法および動物福祉条例等の 法律に紐づく規程であり、遵守は必須。違法した際の罰則措置に ついては言及されていない</p>	<p>共通規程の下に、下記動物種毎の規定が記載されている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 鳥</li> <li>■ フェレット</li> <li>■ ウサギ、げっ歯類</li> <li>■ ミニブタ</li> </ul> <p style="margin-top: 20px;">・フェレットは独立させている ・ウサギとげっ歯類はまとめている</p> <p style="margin-top: 20px;">スウェーデン農業庁の定める動物福祉法および動物福祉条例等の 法律に紐づく規程であり、遵守は必須。違法した際の罰則措置に ついては言及されていない</p>

ウサギ、フェレットは独立させ、  
げっ歯類、中・大動物はグルーピ  
ングしている

・フェレットは独立させている  
・ウサギとげっ歯類はまとめている



# 文献ごとのグルーピング傾向は以下の通り

- (参考) 共通規程の目次：
- ✓ インクロージャ
  - ✓ 姿勢
  - ✓ 摂食・栄養
  - ✓ 家畜管理
  - ✓ 看護および獣医ケア
  - ✓ 自然

## 文献ごとのグルーピング傾向整理6/8

動物福祉法の解釈のためのガイダンスであり、本書に法的な効力はなく、罰則は適用されない

文献名	哺乳類の飼育のための最低要件に関する報告書（ドイツ）		
位置づけ	ドイツ農業食糧省が発行した、飼育者と管轄監督当局の両方を対象とする、動物福祉法の一般規制の解釈に関する指針		
グルーピング	共通規程の下に、下記動物種毎の規定が記載されている		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 単孔類                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ エキドナ（ハリモグラ科）</li> </ul> </li> <li>■ バンディクート</li> <li>■ ダシユロモルフィア                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ダシユリ科</li> </ul> </li> <li>■ カンガルーの近縁種                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ コアラ</li> <li>➢ ウオンバット</li> <li>➢ フクロモモンガ</li> <li>➢ ピグミーライダー</li> <li>➢ ラットカンガルー</li> </ul> </li> <li>■ テンレック                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ テンレック</li> </ul> </li> <li>■ ソウトガリネズミ</li> <li>■ 管歯目（ツチブタ）</li> <li>■ ハイラックス</li> <li>■ ゾウ</li> <li>■ セイレーン（シレニア）</li> <li>■ アルマジロ</li> <li>■ 有毛目                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ フタクビナマケモノ</li> <li>➢ アリクイ</li> </ul> </li> <li>■ 登木目</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 霊長類                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ワオキツネザル</li> <li>➢ インドリ</li> <li>➢ ドーベントニ</li> <li>➢ ロリス</li> <li>➢ ガラゴス</li> <li>➢ マーモセット</li> <li>➢ リスザル</li> <li>➢ オマキザル</li> <li>➢ アオザル</li> <li>➢ ティティサル</li> <li>➢ サキザル</li> </ul> </li> <li>■ げっ歯類                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ リス</li> <li>➢ ビルチエ</li> <li>➢ ビーバー</li> <li>➢ マウスの近縁種</li> <li>➢ ノウサギ</li> <li>➢ グンディ</li> <li>➢ デバネズミ</li> <li>➢ ヤマアラシ</li> </ul> </li> <li>■ ノウサギ</li> <li>■ ハリネズミ</li> <li>■ トガリネズミ</li> <li>■ コウモリ</li> <li>■ センザンコウ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 食肉目                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 小型ネコ科                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ チーターとピューマ</li> </ul> </li> <li>➢ 大型ネコ科                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ チーターとピューマ</li> </ul> </li> <li>➢ ジャコウネコ、イベリアスクーター、マングース</li> <li>➢ ハイエナ</li> <li>➢ イヌ</li> <li>➢ ジャイアントパンダを含むクマ</li> <li>➢ ミミアザラシ、セイウチ、イヌアザラシ</li> <li>➢ テン、スカンク</li> <li>➢ 小型クマ、レッサーパンダ</li> </ul> </li> <li>■ 奇蹄目                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ウマ</li> <li>➢ バク</li> <li>➢ サイ</li> </ul> </li> <li>■ 偶蹄目                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ブタ、ペッカー</li> <li>➢ カバ</li> <li>➢ ラクダ</li> <li>➢ ドワーフヤギ</li> <li>➢ ジャコウジカ</li> <li>➢ シカ</li> <li>➢ ウシ科、プロングホーン科</li> <li>➢ キリン、オカピ</li> </ul> </li> <li>■ クジラ</li> <li>■ イルカ</li> </ul>

げっ歯類以外の小動物は種別に解説している（ノウサギ、ハリネズミ等）

中・大動物については食肉目、奇蹄目、偶蹄目で書き分けている



# 文献ごとのグルーピング傾向は以下の通り

## 文献ごとのグルーピング傾向整理7/8

※オランダ・フランスは動物共通の規定があるが種毎ではないため記載省略

文献名	追加分 ペットの飼育（オーストリア）	追加分 動物に優しい飼育に関する基準（オーストリア）	追加分 家庭と野生動物の飼育（スイス）
位置づけ	政府がHPに掲載する動物福祉法（TSchG）に基づく飼育規準	農林大臣が発行する動物の飼育規準	政府の食品安全獣医局がHPに掲載する動物福祉法（TSchG）に基づく飼育規準
グルーピング	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 犬</li> <li>■ 猫</li> <li>■ 小型げっ歯類               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ハムスター</li> <li>➢ モルモット</li> <li>➢ ウサギ</li> <li>➢ チンチラ</li> <li>➢ スナネズミ</li> <li>➢ ハツカネズミ</li> <li>➢ ラット</li> <li>➢ テグー</li> </ul> </li> <li>■ フェレット</li> </ul> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">犬、猫、フェレットのみ切り出して、他は小型げっ歯類とまとめて記載している</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">飼育規準のうち、動物愛護法の第5,6,7,8条に違反した場合には、最高 7,500 ユーロ（約117万円相当※2023/8/4時点）の罰金、または再犯した場合は最高 15,000 ユーロ（約234万円相当※2023/8/4時点）の罰金が課せられる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ウシ</li> <li>■ ブタ</li> <li>■ ヒツジとヤギ</li> <li>■ ウマ</li> <li>■ ウサギ</li> </ul> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">ヒツジとヤギはまとめている</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">飼育規準のうち、動物愛護法の第5,6,7,8条に違反した場合には、最高 7,500 ユーロ（約117万円相当※2023/8/4時点）の罰金、または再犯した場合は最高 15,000 ユーロ（約234万円相当※2023/8/4時点）の罰金が課せられる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 犬</li> <li>■ 猫</li> <li>■ フェレット</li> <li>■ ウマ</li> <li>■ ウサギ</li> <li>■ モルモット</li> <li>■ ネズミ</li> <li>■ スナネズミ</li> <li>■ ゴールデンハムスター</li> <li>■ ハリネズミ</li> </ul> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">ペットとしてよく飼育されている種についてそれぞれ記載されている</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">動物福祉法に基づいて記載されているため遵守が必須。違反した場合には罰則が適用される。重大な違反が発覚した場合には動物の取扱いを禁止される</p>

# 文献ごとのグルーピング傾向は以下の通り

## 文献ごとのグルーピング傾向整理8/8

文献名	追加分 動物保護法施行規則（韓国）	追加分 実験動物委員会標準運営ガイドライン（韓国）
位置づけ	政府の農林畜産食品部が発行する動物保護法を基にした動物保護に関する規則	政府の農林畜産検疫本部と、食品医薬品安全所が発行する動物実験に関する規則
グルーピング	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 犬</li> <li>■ 猫</li> <li>■ ブタ</li> <li>■ ウシ</li> </ul> <div data-bbox="351 711 715 882" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 10px 0;">                     ペットとして人気の犬猫に追加し、家畜として多く飼育されているブタ、ウシが記載されている                 </div> <div data-bbox="249 1239 963 1360" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     規則自体に法的効力はないが、飼育行為自体が動物保護法に違反した虐待行為に該当する場合、2年以下の懲役または2千万ウォン以下の罰金に処せられる                 </div>	ケージサイズのみ以下の通り記載を分けている（全て体重別） <ul style="list-style-type: none"> <li>■ マウス</li> <li>■ ラット</li> <li>■ ハムスター</li> <li>■ モルモット</li> <li>■ ウサギ</li> <li>■ ネコ</li> <li>■ イヌ</li> <li>■ サル</li> <li>■ チンパンジー</li> <li>■ ヒツジ</li> <li>■ ヤギ</li> <li>■ ブタ</li> <li>■ ウシ</li> <li>■ ポニー</li> <li>■ ウマ</li> </ul> <div data-bbox="1233 1033 1597 1205" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 10px 0;">                     主に動物実験に用いられる種を記載している                 </div> <div data-bbox="988 1239 1702 1360" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     規則自体に法的効力はないが、飼育行為自体が動物保護法に違反した虐待行為に該当する場合、2年以下の懲役または2千万ウォン（約219万円相当※2023/8/4時点）以下の罰金に処せられる                 </div>

注：哺乳類以外については記載を省略（爬虫類、両生類、鳥類等）

# 海外のグルーピング方向性を整理し、日本の特徴を考慮してポイントを抽出した

## 日本の基準案作成に活かすポイント

### 海外諸国のグルーピング方向性

- 欧州は、欧州評議会により特定動物種の飼育に関する勧告が出ており、各国それに基づいて動物愛護法や飼育に関する条例を定めている
- 中でもドイツは特に基準の作成に注力していると想定され、げっ歯類、霊長類等とグルーピングをしながら幅広い動物種を対象とする基準を作成している
- アメリカでは連邦政府による動物愛護法の中でペットの飼育に関して基準を設けており、犬・猫／モルモット・ハムスター／ウサギ／非ヒト霊長類／海洋哺乳類と分けている
- アメリカにおいて農業動物は州単位で規制しており、大枠は「家畜類」としてグルーピングし、その下でウシ、ウマ、ブタ、ヒツジ、ヤギ、家禽という分け方をされていることが多い
- イギリスではペット動物の取扱い業者を対象とした基準が存在し、ウサギ／モルモット／フェレット／小型げっ歯類（ハムスター等）と、ペットとして人気の種・グループは個別に基準を設定している
- 世界全体を見ても、各国の特色から、飼育の多い種類（EU圏であればフェレット、スウェーデンではミニブタ等）については個別で切り出して書かれていることが多い
- 各国の実験動物基準では、実験に供する主な種類を中心に、サイズに考慮したグルーピングがされている
- 韓国では動物愛護法に基づく飼養管理基準があり、全体としての遵守事項が策定されているが、個別に記載されている動物種は限定的である。ただ、動物カフェや水族館でのイルカショーが禁止になる等、政府による動物愛護の動きは加速していると見られる

### 日本におけるグルーピングの方向性ポイント

- 動物取扱業者を対象とし、遵守事項を設定するための基準である
- ペットの哺乳類としてはウサギ、ハムスターが犬猫に次いで人気である
- 動物カフェ等における不適切な管理体制が問題視されている
- ふれあい動物園等の施設において、従業員の監視不届きが問題視されている

上記を鑑みると、ポイントは下記3点

- ① 動物取扱業者から特に多く取り扱われている動物は個別に切り出して記載する
- ② 多くの国の基準において扱われているグループ（小型げっ歯類、非ヒト霊長類等）を記載する
- ③ 動物のグループによっては、陸生・半水棲・水棲・樹上性等の特徴別に書き分ける

# 飼養管理基準が動物取扱業者に広く利用される事を想定し、グルーピング案を作成した

## 日本におけるグルーピング方向性（案）

方針	ペットとして人気の種としてウサギ・ハムスターを独立させる。 げっ歯類、サル類、主に触れ合い施設で取り扱われる中大型哺乳類、はグルーピングする。 網羅性を担保するためにその他の項目を小型／中・大型それぞれで設ける
グルーピング案	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 犬</li><li>■ 猫</li><li>■ ウサギ</li><li>■ ハムスター</li><li>■ げっ歯類（ハムスター以外） 例：モルモット、マウス、チンチラ、リス、モモンガ、カピバラ 等</li><li>■ その他小型哺乳類 例：フェレット、ハリネズミ、カワウソ、ミーアキャット 等</li><li>■ サル類</li><li>■ 主に触れ合い施設で取り扱われる中大型哺乳類 例：ウシ、ブタ、ヤギ、ヒツジ、ウマ、アルパカ 等</li><li>■ その他中大型哺乳類</li></ul>

**End of file**